

2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「2」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

収入金額等 所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページで求めることができます。

⑳～㉒ 配偶者(特別)控除 ㉔基礎控除

この事例の合計所得金額(9、15ページ参照)は、次のとおり1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」の適用はできません。

また、合計所得金額が2,500万円を超えていますので、「基礎控除」の適用はできません。

「⑩総合課税の合計額」 「分離課税の所得金額」(※) 「合計所得金額」

1,599,600円 + 47,416,170円 = 49,015,770円

※ 第三表の「○分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「㉑差引金額の合計額」欄の金額(又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の4の「C 差引金額」欄の金額の合計額)。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

令和3年2月16日 令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2200

住所 Y市〇〇町1-2-3

氏名 名古屋 次郎

職業 無職

世帯主の氏名 名古屋 栄

世帯主との続柄 父

収入金額等

① 事業所得	000
② 不動産所得	000
③ 利子所得	000
④ 雑(公的年金等)	2499600
⑤ 給与所得	000
⑥ 配当所得	000
⑦ 雑(公的年金等)	1599600
⑧ 業務所得	000
⑨ その他	000
⑩ ⑦から⑨までの計	1599600
⑪ 総合課税・一時所得	000
⑫ ⑩から⑪までの計	1599600
⑬ 社会保険料控除	34500
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	000
⑮ 生命保険料控除	000
⑯ 地震保険料控除	000
⑰ 雑損控除	000
⑱ 扶養控除	000
⑲ 基礎控除	000
⑳ ⑩から㉑までの計	34500
㉒ 雑損控除	000
㉓ 医療費控除	000
㉔ 寄附金控除	000
㉕ 合計	34500

所得金額等

① 課税される所得金額	000
② 所得に対する税額	000
③ 配当控除	000
④ 政治等寄付金等特別控除	000
⑤ 住宅ローン控除特別控除等	000
⑥ 差引所得税額	000
⑦ 復興特別所得税額	000
⑧ 所得税及び復興特別所得税の合計	000
⑨ 外国税額	000
⑩ 源泉徴収額の合計額	87,555
⑪ 納める税金	000
⑫ 納付済税金	000
⑬ 公的年金等以外の合計所得金額	000
⑭ 配偶者控除	000
⑮ 基礎控除	000
⑯ 青色申告特別控除額	000
⑰ 雑所得・一時所得の源泉徴収額の合計額	000
⑱ 未納付の源泉徴収額	000
⑲ 本年分で差し引く繰越損失	000
⑳ 平均課税対象金額	000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

3 第二表を作成します。

作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

事例2

申告書B第二表

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2300

住所 Y市〇〇町1-2-3

氏名 名古屋 次郎

源泉徴収分 34,500

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	給与等の支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
雑	〇〇年金 〇〇組 〇〇区〇〇街4-3-5	2,499,600	87,555

源泉徴収額の合計額 87,555

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額
譲渡(短期)			
譲渡(長期)			
一時			

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者		明大					
配偶者		明大					
配偶者		明大					
配偶者		明大					
配偶者		明大					
配偶者		明大					
配偶者		明大					

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除額)
明大						
明大						
明大						
明大						

住民税・事業税に関する事項

住民税	非居住者	配偶者控除額	株式等課税	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村	共同基金、日赤	都道府県	市区町村
明大								
明大								
明大								
明大								
明大								
明大								
明大								

事業税

非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前	前年中の(業)業	開始・廃止	日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					
事業用資産の譲渡損失など					

保険料控除等に関する事項などあなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります)。
なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

この事例では、土地、建物を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者(特別)控除」(8ページ参照)の適用ができません。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

合計所得金額とは・・・
第一表の「所得金額等」⑫合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文
 この事例では、所有期間が10年超(売却した年の1月1日において所有期間が10年を超えている場合)の「居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)」(長期譲渡所得の軽減分)と「居住用財産を売却した場合の3,000万円控除の特例(措法35条1項)」の適用(36ページ参照)を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。
 なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

添付書類
 これらの特例の適用を受ける場合には、それぞれ次の書類を「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」に添付して、「確定申告書」とともに提出しなければなりません。

(3,000万円控除の特例)

① 譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地とが異なる場合は、戸籍の附票の写しなど

(軽減税率の特例)

上記①のほか、
 ② 売却した居住用財産の登記事項証明書

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所: Y市〇〇町1-2-3
 氏名: ナゴヤ ジョウ 名古屋 次郎

収入金額
 譲渡所得 80000000
 所得金額 17416170

税金の計算
 特別控除額の合計額 30000000

申告書第三表(分離課税用)の「区分」欄に「長期・軽減」と記入し、必要経費(32,583,830)と特別控除額(30,000,000)を記入している。

申告書B第一表(右上部)の「課税される所得金額」欄に「1819850」と転記している。

「区分」を書きます。この事例は、「長期・軽減」となります(9、43ページ参照)。

98 特別控除額の合計額
 「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「特別控除額」欄の金額を合計した額を記入します。

区分	所得の生ずる場所	必要経費(収入金額-必要経費)	特別控除額
長期	Y市△△町6-6-4	32,583,830	47,416,170
合計			30,000,000

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番: Y市△△町6-54
 所在地(住居表示): Y市△△町6-6-4

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額(①)	B 必要経費(②+③)	C 差引金額(A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額(C-D)
短期	所・措・業					
長期	所・措・業	80,000,000	32,583,830	47,416,170	30,000,000	17,416,170
短期	所・措・業					
長期	所・措・業					

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)左下部

総合課税の合計額	1599600
所得から差し引かれる金額	34500
課税される所得金額	1565000
⑦ 対応分	17416000
⑧ 対応分	000
⑨ 対応分	000
⑩ 対応分	000
⑪ 対応分	000
⑫ 対応分	000
⑬ 対応分	000
⑭ 対応分	000
⑮ 対応分	000
⑯ 対応分	000
⑰ 対応分	000
⑱ 対応分	000
⑲ 対応分	000
⑳ 対応分	000
㉑ 対応分	000
㉒ 対応分	000
㉓ 対応分	000
㉔ 対応分	000
㉕ 対応分	000
㉖ 対応分	000
㉗ 対応分	000
㉘ 対応分	000
㉙ 対応分	000
㉚ 対応分	000
㉛ 対応分	000
㉜ 対応分	000
㉝ 対応分	000
㉞ 対応分	000
㉟ 対応分	000
㊱ 対応分	000
㊲ 対応分	000
㊳ 対応分	000
㊴ 対応分	000
㊵ 対応分	000
㊶ 対応分	000
㊷ 対応分	000
㊸ 対応分	000
㊹ 対応分	000
㊺ 対応分	000
㊻ 対応分	000
㊼ 対応分	000
㊽ 対応分	000
㊾ 対応分	000
㊿ 対応分	000

申告書第三表(分離課税用)右上部

⑦ 対応分	78250
⑧ 対応分	000
⑨ 対応分	000
⑩ 対応分	000
⑪ 対応分	000
⑫ 対応分	000
⑬ 対応分	000
⑭ 対応分	000
⑮ 対応分	000
⑯ 対応分	000
⑰ 対応分	000
⑱ 対応分	000
⑲ 対応分	000
⑳ 対応分	000
㉑ 対応分	000
㉒ 対応分	000
㉓ 対応分	000
㉔ 対応分	000
㉕ 対応分	000
㉖ 対応分	000
㉗ 対応分	000
㉘ 対応分	000
㉙ 対応分	000
㉚ 対応分	000
㉛ 対応分	000
㉜ 対応分	000
㉝ 対応分	000
㉞ 対応分	000
㉟ 対応分	000
㊱ 対応分	000
㊲ 対応分	000
㊳ 対応分	000
㊴ 対応分	000
㊵ 対応分	000
㊶ 対応分	000
㊷ 対応分	000
㊸ 対応分	000
㊹ 対応分	000
㊺ 対応分	000
㊻ 対応分	000
㊼ 対応分	000
㊽ 対応分	000
㊾ 対応分	000
㊿ 対応分	000

転記します。

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右上部)

課税される所得金額	000
上の⑦に対する税額又は第三表の⑦	1819850
⑧ 対応分	000
⑨ 対応分	000
⑩ 対応分	000
⑪ 対応分	000
⑫ 対応分	000
⑬ 対応分	000
⑭ 対応分	000
⑮ 対応分	000
⑯ 対応分	000
⑰ 対応分	000
⑱ 対応分	000
⑲ 対応分	000
⑳ 対応分	000
㉑ 対応分	000
㉒ 対応分	000
㉓ 対応分	000
㉔ 対応分	000
㉕ 対応分	000
㉖ 対応分	000
㉗ 対応分	000
㉘ 対応分	000
㉙ 対応分	000
㉚ 対応分	000
㉛ 対応分	000
㉜ 対応分	000
㉝ 対応分	000
㉞ 対応分	000
㉟ 対応分	000
㊱ 対応分	000
㊲ 対応分	000
㊳ 対応分	000
㊴ 対応分	000
㊵ 対応分	000
㊶ 対応分	000
㊷ 対応分	000
㊸ 対応分	000
㊹ 対応分	000
㊺ 対応分	000
㊻ 対応分	000
㊼ 対応分	000
㊽ 対応分	000
㊾ 対応分	000
㊿ 対応分	000

居住用財産を売却した場合の課税の特例(特別控除・買換え・軽減税率)と「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の併用はできません(35ページ参照)。

振替納税
 申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和3年3月15日(月)までに「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の45ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(e-Taxにより提出することもできます)。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続を行うか、異動前の所轄税務署に、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動に関する届出書」又は「納税地の変更に関する届出書」を提出する必要があります。
 なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。